

千葉県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成31年3月15日

千葉市長 熊谷俊人

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
医療法人社団桃舞会 たかはし医院	千葉県美浜区高洲3-10-1 サンフラワービレッジ稲毛海岸3階C部分	平成31年3月1日
医療法人社団元志会 いなげ耳鼻咽喉科	千葉県稲毛区小仲台2-6-5 中元ビル3-302	平成31年3月1日
医療法人社団明香会 カヤマ内科泌尿器科	千葉県稲毛区小仲台2-4-10-302	平成31年3月1日
(歯科)		
ヒゲ歯科医院	千葉県若葉区西都賀3-8-6 小林ビル1F	平成31年3月1日
医療法人社団エム・エイチ・ケイ 幸町団地歯科クリニック	千葉県美浜区幸町2-9-1-101	平成31年3月1日
(薬局)		
水野薬局	千葉市中央区今井1-23-11	平成31年3月1日
株式会社ハタファーマシー 道山調剤薬局	千葉市中央区千葉寺町182	平成31年2月10日